

眞定府獲鹿縣靈巖院について

——金代買額寺院の形態——

桂 華 淳 祥

ではその中で金代の創建であつて六種の碑文を残す眞定府獲鹿縣（河北省獲鹿縣）の靈巖院を取り上げ、金代の寺院活動の一端をうかがつてみたい。

二

獲鹿縣靈巖院について地方志の寺觀の項には

靈巖寺在鄆家莊村西海螺山畔、金賜額靈巖

（光緒七年へ一八八一）刊『獲鹿縣志』卷六 寺觀

靈巖寺在獲鹿縣西海螺山畔、金賜額靈巖

（康熙二十二年へ一六八三）序『畿輔通志』卷九 寺觀

靈巖縣西海螺山下

と、その所在地および金代に「靈巖」という額を賜わった

勢力を強め、遼を滅ぼし宋を南に追い、やつて北中国全域を約百年間に亘つて領有したのが金朝である。この金朝の仏教に対する政策は、常に規制する方向で行なわれたが、一方で財政難に際してはそれを補充する手段として教團を利用することもあつた。その中で仏教教団はどのように対応し、また活動していくのであらうか。この点について考察するのに手がかりとなるのが石刻史料である。

金代の仏教関係の碑文は石刻史料集等の中に、河北・山西・陝西地方を中心に多くのものが載録されており、それぞれの地方における教団の活動を知ることができる。本稿

ことが記されている。また天順五年（一四六二）刊『大明一統志』によれば

海螺山在獲鹿縣西南下有白鹿泉、山之陽有巖、巖有洞、幽邃狀如門屋連續、曰連珠洞、金時賜額曰靈巖、刻于洞上。

『大明一統志』卷三 真定府山川の項

と、海螺山の麓に連珠洞という洞があり、その上に下賜された「靈巖」という額名が刻されているという。さらに『獲鹿懸志』には

連珠洞在縣西八里海螺山下、洞左有靈巖寺、今查洞有

九節、俗呼爲九節連珠洞、金世宗賜額靈巖、刻石其上、

『獲鹿縣志』卷一 地理上 古蹟の項

とみえている。すなわち、連珠洞とは九節よりなる洞で、その上には金の世宗が下賜した名額が刻されており、左に

靈巖寺があるという。これらの記事によって靈巖寺（院）の地形上の様子および外観が察せられよう。また賜額が金の世宗の時のものであることが知られる。

ところでこの靈巖院が勅額を得た経緯については「琛公塔銘」に次のように記されている。

時大定龍飛、思福田之滋廣、勅天下禪庵道院、特許給

名、□□聞之、以爲太平勝事、千載一遇、不亦難哉、

□□□□□乃吾□□□辯之所也、然名號未正、幸遇

鴻恩、唯吾友琛公道行素著、吾欲特□□□若可徒衆不

下賜の制は

（大定）五年、上謂宰臣曰、頃以邊事未定、財用闕乏、

自東南兩京外、命民進納補官、及賣僧道尼女冠度牒、

紫褐師號・寺觀名額、今邊鄙已寧、其悉罷之、

□□合悉然其議珪公□□□□□□□於大定二季八月廿日、公全村衆、香花幡鑑、迎師至院、□□翌日

聞官、請一院名額、不日獲勅牒、特賜連珠洞爲靈巖院、

□□□□□尋各勒石、以示永久、而不朽焉、

ここにみえるように「大定龍飛」すなわち世宗が即位した大定初の「天下の禪庵道院に特に給名を許す」という勅に応じて、大定二年（一一六二）別の一院（後に示す普淨院のことかと思われる）とともに申請し、勅額を下賜されて有額寺院となつたのである。勅額下賜の時期としては『獲鹿縣志』の記事と一致する。ただこの大定初の勅額下賜は金錢を官に納入することによって発給されるという、いわゆる名額の発売であることに留意しなければならない。

勅賜名額の制はすでに唐代より行なわれていたようであるが、宋代に至つて制度として整い、宗教活動を規制するのに成果をあげた。すなわち、國家が勅額を下賜することで寺院を掌握し、勅額をもたない寺院を廃毀することを目的としたものであつた。^③しかし金朝の大定初における勅額

(『金史』卷五〇 食貨志 入粟鬻度牒の條)

と、従来の目的とは異なり、國庫の欠乏を補う財政策の一環として度牒・紫衣・賜号とともに、國家が発売したのである。このような方法は宋代以前にはみられず、金朝における名額下賜制度の特徴であつて、大定二年(一一六二)に開始し、五年(一一六五)に一度は中止したが、以後も金朝一代を通じてしばしば発売された。^④

この制度によって勅額を下賜された寺院の存在は、石碑に刻されて残る名額牒や寺記によつて知られ、特に大定二年から五年のものが多く、地域としては河北南部・山西南部・陝西・山東・河南地方という北宋の故土に多くみられる。真定府内においても「洪福院尚書禮部牒」(元氏県・『常山貞石山貞石志』卷二三)・「龍泉院尚書禮部牒」(元氏県・『常山貞石志』卷一四)があり、靈巖院と同じく大定二年に勅額が発給されている。「琛公塔銘」には文字の欠落もあつてか購入を示す字句はみられないが、洪福院・龍泉院同様に勅額を購入した寺院とみて誤りなかろう。^⑤

三

靈巖院にかかる碑刻として塔銘六碑(前掲)がある。以下塔銘にみえる六人の僧の行状を中心にしてその活動をみてお

こう。

【淨珪】 灵巖院はその勅額を得る以前は連珠洞とよばれる洞であった。そこで宗教活動をはじめたのは淨珪である。「珪公塔銘」は欠落が多く十分には読解できないが

居士姓氏□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □一日謂居士曰、吾昨遇中山安老大師、具□法□□□
 □□我已敬受其法、請子同嘗其味、居士曰、感君之德、
 可□□□□□□□□□□□□□□□□□□見異之、居士曰、□求□
 佛即如何□□師曰、□□□□□□□□□□□□人之哉、居士惶
 然驚悟、心如剔出、亟尔辭家、竟脫然而去之北、師□
 被食□□□□□□□□岩前之果春熟、器皿之物恒溢、嘗異
 訪道中、餒欲飯當路□食盈□□□□□□□□□□□□乎知
 具眼志、而必造門、後聞盧洪圓和尚□□□□□□□□挈徒
 衆去倒馬洪、預作園民之止、居士從之、圓公一見、舉
 止踰倫、駭然謂曰、汝當作衆之所歸導之師也、

とみえることから、淨珪は里中の張某の勧めによつて中山安老大師に師事し、次いで盧洪圓和尚に師事したことがあらう。「塔銘」には続いて

後聖朝撫定、隨師還院、披剃訓到、法名淨珪、每受檀
 講、凜然念曰、昔佛求道、着鹿皮麻麥活命、矧我凡夫、

觸向皆迷、日以珍味甘資口腹、寧爲道也、我願復爲山谷道□衣紙袍布巾、食橡□草菜、可爲樂乎、以□告師□許之曰、汝可道也、鎮陽鹿泉西有連珠洞、汝當往矣、旣蒙師命、振錫而至、忻忻樂之曰、方是道人之家也、□□□□□之□□門不出、精習定志、とみえている。「聖朝撫定」すなわち金朝が天會四年（一一二六）真定を支配すると師に従つてもとの院にもどり、披剃して法名を淨珪とした。おそらく金軍南下による戦乱を他地にさけていたのであろう。したがつて剃髪の年は真定支配直後の天會四・五年（一一二六・七）頃と思われる。金朝は華北領有後最初の宗教政策として

天會八年五月癸卯、禁私度僧尼及繼父繼母之男女無相嫁娶、
〔金史〕卷三 太宗紀

と天會八年（一一三〇）になって私度僧を禁止しており、これが宋金交替の混乱の中で増加した私度僧の規制を目的としたものであったとみられることから、淨珪は或いはこの混乱期における私度僧であったとも考えられる。

彼は「我願復爲山谷道□衣紙袍布巾、食橡□草菜、可爲樂乎」と道人の生活を望み、師の勧めによつて連珠洞に至り、宗教活動をはじめた。これが連珠洞における宗教活動のはじまりである。「理公塔銘」に

公□天會五年間、年當十七、心樂空門、啓許於父、欲祈出家、父卽忻然、便許、遂乃西□至鹿泉西□有古堂一所、號曰連珠、とあり、天會五年（一一二七）に連珠洞に至つてはいるから、この時には活動が行なわれていたことになる。

その後、因世暴惡、□杖南遊、〔珪公塔銘〕と世間の暴惡をのがれて南遊し、一時連珠洞を離れたが、居士還洞（前後缺・「珪公塔銘」）と再び連珠洞にもどり、宗教活動を続けた。塔銘には「寿年七十八歳」とみえるだけで卒年は不明であるが、宋金交替の動乱期をすごした人物である。また淨珪は、他の塔銘にも「爲師」などとしてしばしばみられ、晩年まで連珠洞を中心とした宗教集団の中心的存在であつた。

【淨琛^⑨】淨珪と交友があつて連珠洞に來たのが淨琛である。俗姓は王氏。定州（河北省定県）招賢坊の人。「琛公塔銘」に

遂頓□俗緣、禮□□□□□爲師、落髮授戒、訓法諱曰淨琛、自是而後、誦經持戒、如素習焉、……與此院先居士珪公有宿習之契、とみえている。この塔銘も欠落が多く、師事した人物も不

明であるが、靈巖院創建の項で示したように、連珠洞が勅額を受けるに際して中心となつた僧であり

師既住持……建立道場者三、

住持となつて三道場を建立している。また

大定十三年歲次癸巳十一月十二日辛丑，在括壁村普淨

院示疾、……

兩院大衆同議葬事、□□□□□□□□曰、願今靈燼各

院葬之、永爲供祀之所、依衆議許之、即建二塔、本院

葬院西北山之麓、與珪公塔相比、

入寂後、靈巖院と普淨院とに塔が建てられた。前節に示し

た「請二院名額」のひとつはこの普淨院と思われる。淨琛

は靈巖院だけでなく普淨院の宗教活動ににも深くかかわっていたのである。

ところで「琛公塔銘」には

僕以先父□□皇統年間、來宰是邑、與珪公居士有連社之舊、

と碑文の撰者（不明）の父と淨珪とが連社の仲間であったことが記されている。皇統年間（一一四一～一二四九）は淨珪

がすでに連珠洞において宗教活動をしていたのであるから、連珠洞自体に連社の組織があつたことが知られる。金朝の

行なつた勅額の発売に応じてこれを購入し有額寺院となつ

たものには、連社の活動の認められる寺院が少なからずみられるが、これもそのひとつといえよう。⁽¹⁰⁾

【淨宇】淨琛と同じく淨珪の旧友で連珠洞に来た僧が淨

宇である。「宇公塔銘」に

張公居士者、諱淨字、深州安平縣（河北省安平縣）博陵鄉郝村人也、公自束髮以來、修身潔行……（上缺）毗

盧院遇安公上人、式語相契、遂弃家事安公、……

宣和中、安公歸寂、後因隱於林泉間、……自聖朝撫定之後、再詣毗盧道場、復禮圓公長老爲師、請益不輟、

於第式義□、有所了悟、

とみえるように、真定の地がまだ北宋の領域であった時、毗盧院の安公上人に師事、宣和中（一一九一～一二五）安公が没すると隠遁生活を送った。そして真定が金朝の支配下

に入つてから再び毗盧道場に詣り、圓公長老に師事した。

ここにみえる「安公上人」「圓公長老」は、淨珪が師事し

た「中山安老大師」「盧洪圓公和尚」（珪公塔銘）のことと思われる。淨珪と淨宇との旧交はこのように同じ師に従つたところからはじまるのではないかうか。

淨珪が圓公和尚の勧めによって連珠洞に入ったのに対し

て淨宇は

至天會乙卯仲冬二十有六日、圓公滅度、公葬之以禮、

三年服畢、
と天會十三年（一一三五）圓公が没すると三年間喪に服し、
その後

天眷己未、有鄉老數人、於郝村公之故居基上、構其草庵、請公居之、自此諸方、慕善之流、接踵而來、聽教者、豈勝計哉、至天德四年公盡出所有衣鉢、以施諸方、其所止庵室院地、遂施毗盧善公長老、善公後遣門弟淨顯淨昇居焉、居士遂詣鹿泉連珠洞、訪舊友珪公道人、

天眷二年（一一三九）に、鄉里郝村の草庵（後にみえる殊勝院であろう）に居せんことを請われ、しばらくここに止まつたようである。そして天德四年（一一五二）止住していた庵室院地を毗盧院の善公長老に施して連珠洞に移つた。また「塔銘」には

既到不數日間、有眞定進士張武卿來相訪此、公與居士、

然非素識一見道眼相照歡然如故友、

と真定の進士張武卿なるものと交流のあつたことがみられる。これは淨宇の交友の広さを示すとともに、連珠洞が知識人層にも認識されていたことをうかがわせる。他に連珠洞での活動を示す記事はみられないが、彼の入寂にあたつて

遂與公之親屬、徑詣鹿泉茶毗訖、乃收靈骨、一則歸於

故里、其道路間迎靈者、莫知其數、遂建塔於故庵殊勝院之西北、如法葬之、一則比丘宗胤追念公之敎道、遂拾己資、亦建塔於鹿泉海螺山連珠洞靈巖院、
と故庵殊勝院と靈巖院とに塔が建立されている。淨宇も淨顯と同様に両庵堂の宗教活動に深くかかわっていたことを示すものである。

【宗胤】俗姓は郝氏。深州安平県（河北省安平県）博陵

鄉郝村の人。淨宇と同郷であり、前掲「宇公塔銘」の立石者である。「胤公塔銘」も欠落が多くその行状を十分に読み取れないが

（上缺）於師爲從祖父引而之道、以啓初地、未幾與宇公
（下缺）

後遇恩、迺遵壞削之儀、度爲沙門、禮獲鹿縣靈巖院住持

持衆公爲師、□□□宗胤（下缺）

宗胤は靈巖院に来る以前に淨宇と知己であつたようである。淨宇が郝村の草庵殊勝院に止住していた時のことであろうか。その後沙門となり靈巖院の淨顯に師事した。

（上缺）廣衆之中、號爲翹楚、一旦琛公歸寂、僧俗請師、繼坐道場（下缺）

淨顯の入寂後はその後を継ぎ、寺領の拡大、寺院の修復に努力している。

【道勝】 俗姓は周氏。真定府元氏県（河北省元氏県）神岩鄉西括奇村の人。「勝公塔銘」に

家世爲農、大崇善之門、父母幼年遂捨送詣獲鹿縣土門連珠洞、禮珪公居士爲師、於是居士亦見相契、乃訓名從之、侍師數載、勿曾有懈、

とあるように、農家に生まれ、出家して連珠洞の珪公に師事した。記事や年令からみて連珠洞が勅額を得る以前のこのようであり、この頃すでに連珠洞の宗教活動は捨送の対象となるものであつたことが知られる。

師化之後、復禮靈巖院胤公長老爲師、纔落髮繙衣、毎日常習所試者、五大部之經、義意精微、至大定二十二年季秋試中、後來年四月內受具戶羅、
珪公が寂すと同院の宗胤に師事して落髮、大定二十二年（一八二）秋の試經に合格して受具した。銘文自体が短かく、その後の行状についてはほとんど記されていないが、

披尋教典不暇、於般若心經幽贊、粗達意趣、每得受持、とあって『般若波羅密多心經幽贊』に通じていたことがわかる。真定府ではこの地方第一の名刹である龍興寺や開化寺といった大寺において慈恩宗の教学が伝承されていったが、小規模寺院である靈巖院にも慈恩宗の流れのあつたことが認められる。

【宗理】 俗姓は杜氏。真定府獲鹿縣岳村の人。「理公塔銘」に

祖先相承以農爲業、父母俱奉佛門、童亂之年、侍母終身、公□天會五年間、年當十七、心樂空門、啓訴於父、欲祈出家、父卽忻然便許、遂乃西□至鹿泉西□有古洞一所、號曰連珠、无□人唯乃子身難曰、眞可道人、棲□養性、欲於此洞、意不可易、遂卽疊石爲垣、居庵止洞、苦行精嚴、唯服純素、後參珪公居士者、高士之流、法門中之龍象也、

とみえるように、農家の生まれで、父母ともに佛教を信奉していたという。母が死んだのを期に、天會五年（一一二七）まさに真定が金の支配下となつた直後、十七歳で連珠洞の珪公居士に師事した。その後

至大定二年間、請到琛公和尚住持、乃師禮琛公、法名宗理、遵於祝髮之儀、度入沙門之衆、

大定二年（一一六二）琛公に師事して受具し僧となつた。この塔銘も「勝公塔銘」と同様、示寂の様子および門資について述べる他には、その後の行状は記されていない。

以上が塔銘にみえる六人の僧の概略である。

靈巖院はその前身である連珠洞が宗教活動の場となつたことにはじまり、その創成期の中心となつたのは淨珪・淨

琛・淨宇という北宋仏教の流れを継承する僧であった。ま

た淨琛・淨宇は靈巖院においてのみ宗教活動をしたのではなく、他地の草庵における活動にも深くかかわっていた。

靈巖院に限らず北宋から金の支配下となつた地域における草庵の活動は、このような僧に負うところが大きかったのである。翻つてみれば、北宋から金へとその支配が変わる時、そのまま華北の地に止まつた僧の活動の場のひとつが、地方村落に点在する草庵であつたとみることができる。

この淨珪・淨琛・淨宇を靈巖院の第一世代とするならば、宗胤・宗理・道勝は第二世代ということになろう。宗胤はその郷里の草庵に住んでいた淨宇との関係で、また宗理・道勝は若年より連珠洞の淨珪らに師事した。その出身地は靈巖院の近隣地域である。さらに得度して以後も、もっぱら靈巖院に住していて他所に移ることはなかつたようである。

このように住僧の動向からみて靈巖院は、一僧の修業の場としてはじまり、しだいに地域社会における信仰活動の中心として定着していくのである。

四

についてみておこう。

表①

僧名	生年	卒年	俗寿	法臘	得度受具年次	同年齢
淨琛	一一〇四	一一七三	56	86	66	70
宗胤	一一八一	一一八三	20	44	22	33
宗理	一一二〇	一一二〇五	大定二年(一一六二)	大定二年(一一六二)	大定二年(一一六二)	大定二年(一一六二)
道勝	一一四七	一一〇二	37	43	45	38

各塔銘に記されている俗寿や法臘よつて知られる得度受戒の年次・年令を整理すると表①の様になるが、ここで留意されるのは宗胤と宗理の得度受戒年次である。金朝は寺觀の勅額とともに大定二年(一一六二)に度牒も発売しており、まさにこの年にあたる。「賈度」という語はみられない

られないが

後遇恩、迺遵壞削之儀、度爲沙門、(胤公塔銘)

至大定二年間、請到琛公和尚住持、乃師禮琛公、法名

宗理、遵於祝髮之儀、度入沙門之衆、(理公塔銘)

とある両者の得度はこの発売に關係があるようと思われる。特に「胤公塔銘」に「遇恩」とあるのはそれを示唆している。

また塔銘には「買度受戒」と明記するものもみられる。
師之門人唯式、明壽乃買度具戒、(勝公塔銘)

門賚有二、道臻買度具戒、(理公塔銘)

明寿・道臻ともにその年次、年令は不明であるが、それ

ぞれ道勝(一一四七~一二〇一)・宗理(一一〇一~一二〇五)の
門人であること、また明寿は「勝公塔銘」(一二〇建)の

立石者で「理公塔銘」(一二一建)の書者、道臻は「理公
塔銘」の立石者であるかことら、彼らの得度は大定二~五

年(一一六二~一一六五)に行なわれた発売に応じたものとは
考えにくい。ただ度牒の発売は大定五年に中止されてから
しばらくは行われなかつたが¹⁴⁾

承安二年、夏四月甲子、尚書省奏、比歲北邊調度頗多、
請降僧道空名度牒紫褐師德號、以助軍儲、從之、

(金史)卷十 章宗紀

承安二年、賣度牒・師號・寺觀額、復令人入粟補官、

(同)卷五〇 食貨志 入粟鬻度牒の條

と承安二年(一一九七)¹⁵⁾に再び発売されて以後、しばしば發
売されるようになつていてことから、明寿・道臻の買度受
戒は、承安二年以後の発売に応じたものとみられる。

買度とは別に塔銘に得度受具の方法が示されているもの
として、「勝公塔銘」には

(道勝)至大定二十二年季秋試中、後來年四月内受具
……親法屬者道信、亦先試經受具、

と道勝・道信が試經によつて受具したことを記している。
またこのことは「胤公塔銘」にも

師之門人非式、唯道信道勝、試經高弟也、

とみえている。

金代の試經得度の制については『金史』卷五十五 百官志
禮部の条に

凡試僧尼道女冠、三年一次、限度八十人、差京府幕職
或節鎮防禦佐貳官一員、僧官一人・道官一人・司吏一
名・從人各一人・厨子二人・把門官一名・雜役三人、
僧童能讀法華・心地觀・金光明・報恩・華嚴等經共五
部、計八帙、華嚴經分爲四帙、每帙取二卷、卷舉四題、
讀百字爲限、尼童試經半部、與僧童同、道士女冠童行
念道德・救苦・玉京山・消災・靈寶度人等經、皆以誦
成句、依音釋爲通、中選者試官給據、以名報有司、凡
僧尼官見管人及八十、道士女冠及三十人者放度一名、
死者令監壇以度牒申部毀之、

という規定がみえている。またその制定については『金史』
卷九 章宗紀に

明昌元年六月甲辰、勅僧道三年一試、
と明昌元年(一一九〇)の記事がみえているが「勝公塔銘」
には「大定二十二年(一一九七)とあつて、明昌元年以前

に試經の行なわれていたことが知られる。⁽¹⁵⁾ 金代の試經の制度についてはさらに究明を要するが、ここでは靈巖院の僧の中には試經によつて受具したものもいたことを指摘しておきたい。

さらに塔銘には「理によつて籍に附す」という記事がみられる。

門資有二、道臻買度具戒、道應依理附籍、(『理公塔銘』)これは『金史』卷一〇 章宗紀にみえる得度の特權をいうものと思われる。すなわち

(承安元年六月)丁卯、勅自今長老・大師・大德不限年甲、長老・大師許度弟子三人、大德二人、戒僧年四十以上者度一人、其大定十五年附籍沙彌年六十以上、並含受戒、仍不許度弟子、尼・道士・女冠亦如之、

と承安元年(一一九六)六月、長老・大師には弟子三人、大徳には二人、戒僧の年四十以上の者には一人を度すことを許し、また大定五年に籍に附した沙弥の年六十以上のものは受戒させるというものである。壳度ほどではないにして

五

最後に塔銘の題記についてみておきたい。塔銘は大定十年(一一七〇)から大安三年(一二一三)までの約四十年間にそに住した僧の得度の手段は、試經得度・買度牒そして承安二年に出された特例と、いざれも金朝が宗教界に対して行

なった政策に則るものであった。ただこの内で買度牒は、悪化した国家財政の補充を目的とした度牒の発売であり、政府としては単に宗教界を利用したものである。しかし結果的には有額寺院とはいえ小規模な草庵である靈巖院の僧を増加させその活動を促進させることとなつた。

今ひとつ注目されるのは得度受戒の年齢である(表①参照)。元来具足戒を受けられるのは二十歳、若くとも十八歳であつたが、宋代よりしだいにその年令が下がつてきた。⁽¹⁶⁾ 金代においてもこの傾向は変らず、十代から二十代で得度受具しているものが多くみられる。しかしここに示した各僧は、淨璨三十八歳・宗胤四十五歳・道勝三十七歳・宗理四十三歳というようにかなり高令になつてからの得度である。そこには宗胤・宗理にみられる買度のようにその実施年次との関係も考えられ、小規模な庵堂に居住した僧の性格を示すものといえる。

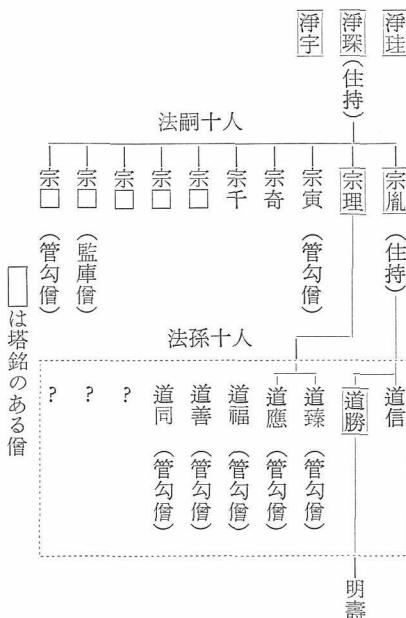
まず住僧については次のようにみえている。

大定田四年十月十三日建 □□一十人 □□□□□ 門
人宗□ 宗□ □□ 宗□ □□ □□ □□ 監庫
僧宗□ 管勾僧□ 住持泌(沙の誤りか)門宗胤同
立石、

(「琛公塔銘」題記)

大安二年五月二十七日 師姪□濟 門人明壽建
助縁家屬兄周溫 嫂白氏 □□氏 □□□□
とみえるように、門人明壽を除けば、勝公の兄の周温をはじめ、嫂の白氏、姪の□濟など勝公の近親者の助縁によつて塔銘が建てられている。靈巖院がその住僧を介して社会と密着していたことが知られよう。

表②



大金大安三年四月二十一日

門資	管勾僧道臻	道應	道福	道善	同立石
助緣人	宗千	監庫僧道同	□□□□□	郭村洪教院	
燭甥尼	法仙				

（「琛公塔銘」題記）

本院習經釋明壽書丹

これらに先述の塔銘にみえる僧の相互の関係を合せると表

②のような系図となる。

彼等は排行を用いることによってその構成員たることを

示しているが、このような僧の間での排行は宋代以前にはほとんどみられず、この時代の特徴である。

また「勝公塔銘」の題記には

以上、靈巖院の名額取得の事情・住僧の動向・宗教活動等について塔銘を手がかりにみてきた。

靈巖院は金朝が真定府を支配してまもなく、一僧の修業の場として宗教活動がはじまり、しだいに地域社会においておける信仰の中心となつていった。それが名額発売によって有額寺院となつたのである。また住僧の中には買度牒によつて得度したものが多くみられ、その活動はもっぱら地域社会に密着したものであつた。そこには連社の活動のこと、法相宗の教学を伝承するものがいたことも認められる。しかし大安三年(一二二二)の「理公塔銘」以後、靈巖院に係わる碑刻はみられなくなつた。金朝は一二二一年にはじまる蒙古軍の進入によつて、貞祐二年(一二二四)首都を河南の汴(開封)に遷すこととなり、真定府を含む河北一帯は混乱の状態となるのである。碑刻がみられないことで直ちに活動が停止したとはいえないが、金朝の統治が終わると同時期に史料としてはその姿を消すのである。真定府には、宋・金・元代を通じてこの地方の仏教界の中心となつていた龍興寺・開化寺があるが、金代においてはそれとは別に靈巖院のような小規模寺院、すなわち名額発売によって有額寺院となつた庵堂の活動のあつたことを見のがしてはならない。大定二年から五年にかけて河北・山西・河南を中心に多くの庵堂が名額を購入して有額寺院となつたが、靈巖院にこれら金代創建寺院の特質を見ることがで

きるのである。
尚、同じ頃、南宋治下江南においても庵堂が増加し、それが民衆の宗教活動の中心となつていていたことが指摘されてゐるが^②、その勅額の有無をはじめとする南北の相異については今後の課題とせねばならない。

註

① 灵巖院に関する碑刻はあるものがある。本文中ではそれぞれ略称を用いることとする。

碑名(略稱)	中で用いる略稱	立石年月日	收錄書
七佛偈并珪公居士塔銘	(珪公塔銘)	大定10年(一一七〇) 正月15日	『常山貞石志』
真定府獲鹿縣靈巖院跋公長老塔銘并序	(跋公塔銘)	大定14年(一一七四) 10月13日	『常山貞石志』
宇公居士塔銘	(宇公塔銘)	大定17年(一一七七) 3月 日	『常山貞石志』
獲鹿縣靈巖院亂公和尚塔銘	(亂公塔銘)	大定23年(一一八三) 9月9日	『常山貞石志』
靈巖院勝公法師塔銘	(勝公塔銘)	正一一二三 一四	『常山貞石志』
獲鹿縣土門靈巖院理公和尚塔銘	(理公塔銘)	大安2年(一一〇〇) 5月27日	『常山貞石志』
		大安3年(一一一) 4月21日	『常山貞石志』

- (2) 獲鹿の寺院に関するものとして、小笠原宣秀「唐代創建の獲鹿本願寺放」(『支那仏教史学』六卷三号(一九四三) 所収)がある。
- (3) 高雄義堅「宋代仏教史の研究」(一九七五年)第一章「宋代寺院の住持制」、竺沙雅章「中国仏教社会史研究」(一九八二年) 第二章「寺觀の賜額について」参照。
- (4) 野上俊静『遼金の仏教』(一九五三年)金代篇「金の財政策」と宗教教団、今井秀周「金朝に於ける寺觀名額の発売」(『東方宗教』第四五号(一九七五年)所収)、同「金朝の宗教政策」(『東海女子短期大学紀要』第一二号(一九八五年)所収)、拙稿「金代の寺觀名額の発売について——山西の石刻資料を手がかりに——」(『大谷大學真宗総合研究所研究紀要』創刊号(一九八三年)所収)参照。なお拙稿では名額発売が大定二年(一一六二)に実施されたことを比定した。
- (5) 註2参照。特に今井氏「金朝に於ける寺觀名額の発売」にならぬ牒文の残る寺院の所在地等を示した表が附されており参考になる。
- (6) 「七仏偈并珪公居士塔銘」(『常山貞石志』卷十三)の抜文案金大定二年、勅賜連珠洞爲靈巖院、事詳大定十四年琛公和尚塔銘、蓋即納錢買寺院名額之例也。
- (7) 野上俊静「遼金の仏教」金代篇「金帝室と仏教」「金の財政策と宗教教団」参照。
- (8) 大定十年(一一七〇)正月十五日建立の「珪公居士塔銘」に「壽七十八歲」とみえ、前節で述べた大定二年(一一六二)の勅額取得の記事(「琛公塔銘」)に「其議珪公」とあることから、大定二年から大定九年の間に没していることがわかる。概ね宋の元祐年間(一〇八六~一〇九三)の生れということになる。
- (9) 陳垣編『釈氏疑年錄』卷八では「獲鹿靈巖院琛」としている。
- (10) 前掲「金代の寺觀名額の発売について——山西の石刻資料を手がかりに——」参照。
- (11) 陳垣編『釈氏疑年錄』卷八では「獲鹿靈巖院胤」としている。
- (12) 竺沙雅章「宋元時代の慈恩宗」(『南都仏教』第五〇号(一九八三)所収)参照。
- (13) 第二節参照。
- (14) 『金史』卷五〇 食貨志 入粟鬻度牒の條に、大定五年発売を中止した記事に統いて
- (15) 蒙古軍の侵攻によって貞祐二年(一二一四)五月、首都を慶壽寺・天長觀歲給度牒、每道折錢二十萬以賜之とみえており、特に慶壽寺・天長觀に對しては続けられているようである。
- 河南の汴(開封)に遷すまでにも
- 承安三年(一一九八)、西京饑、詔賣度牒以濟之、
『金史』卷五〇 食貨志 入粟鬻度牒の條)

(泰和)六年(一二〇六)、南鄙用兵、上以山東重地、須大臣鎮撫之、先任完顏守貞卒、於是特起萬公知濟南府、山東路安撫使、山東連歲旱蝗、沂・密・萊・莒・濰五州尤甚、萬公慮民飢盜起、當預備賑濟、時兵興、國用不給、萬公乃上言乞將僧道牒・師德號・觀院名額并鹽引・付山東行部、於五州給賣、納粟易換、又言督責有司禁戢盜賊之方、上皆從之、
〔《金史》卷九五 張萬公傳〕

崇慶元年(一二一二)五月、詔賈空名勅牒、
『《金史》卷一三 御紹王紀』

と発売されている。

試験については

試験については

志習經業、講法華□□□大定十三年試經中選、蒙授具戒、

(「勅公和尚塔銘」『常山貞石志』卷一五所收)

〔元融和尚塔記〕『山右石刻叢編』卷二〇所收)

これが明昌元年以前、早くは皇統元年（一一四二）に実施され

「沙雅章『中国佛教社会史研究』第一章「宋代禪牒考」参照。」

ものをあげておく。

俗名	僧名	年生	年卒	英祥寺三泉	奇了雪白	度才髮16得9	度才髮17得9	英祥寺三泉	度才髮25受17才43	英祥寺三泉	度才髮22得9
壽英	了奇	九一	二一	九一	九一	十六	十七	九一	二十五	九一	二二
崇興	相竹	九一	七一	九一	九一	九一	九一	九一	三十七	九一	九一
嵩山少林寺	寂惠	九一	八一	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
靈山報恩寺	寂照	九一	六一	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
南陽靈山	慧果	九一	五二	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
中京龍門山	元慈	九一	四一	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
乾元寺	智照	九一	三一	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
嵩山少林寺	惠雲	九一	二一	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
興崇	慧果	九一	一六	九一	九一	九一	九一	九一	三十九	九一	九一
		八〇	六六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
俗	俗	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
壽	臘	生	卒	英	奇	度	才	英	度	英	度

(19) 第三・四節参照。また「琛公塔銘」には法嗣一十人、孫一十人、
二十六としている。

法嗣一人、孫一人、
とみえている。

江戸一十九孫一十九

とみえている。

とみえている。

㉙ 竹沙雅章「宋元仏教における

竺沙雅章「宋元仏教における
卷一号（一九八七）所収）参照

(本学助手 東洋史学)